

配線用遮断器の規格に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正理由

船用材料・機器等の承認及び認定要領においては、遮断器の形式試験の実施を規定しており、当該試験方法として、IEC 規格及び JIS 規格（日本籍船舶用）を例示している。この程、配線用遮断器に関する JIS C8370 は、関連する IEC 規格との整合を図るべく、JIS C8201-2-1 へ移行された。

今般、配線遮断器の形式試験として、例示する JIS 規格を改めた。

改正内容

配線用遮断器の形式試験として例示する JIS 規格を JIS C8370 から JIS C8201-2-1 に改めた。

改正条項

船用材料・機器等の承認及び認定要領 8 編 3.2.1